

社会福祉法人かすみが丘学園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみが丘学園（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員については、職務執行の対価として、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。
 - (3) 評議員については、定款第8条で定める範囲内で、報酬を支給する。
- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、また辞任、死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 当法人の常勤役員の報酬総額は、年間3,000万円以内とする。

- (2) 常勤の理事の個々の報酬月額、別表1に定める額を上限とし、別表5の俸給表のうちから、理事会において毎期見直しを行い決定する。
 - (3) 退職慰労金については、別表4に定める算式により算出される額の範囲内で、評議員会の承認のもと理事会において決定する。
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2の(2)及び(3)に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、別表2の(1)に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その算出方法は職員の通勤手当支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費、日当を含む)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 4 役員等が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 5 評議員及び非常勤役員の職務のための交通費については、別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日等に当たるときは、その前日とする。
 - (2) 退職慰労金については、任期満了、辞任または死亡により退任した後3か月以内に支給する。
- 2 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会及び理事会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
 - 3 報酬等は、現金をもって本人(死亡により退任した者の退職慰労金は、その遺族)に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(会計区分)

第7条 この規程により支給される報酬等は、本部会計サービス区分で会計する。なお、この経費については、年度末において各拠点区分で案分し、必要な金額を繰入で補てん

する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(特別減額)

第9条 当法人の名誉を棄損し、あるいは法人に著しい損害を与えた役員等に対する退職慰労金は、この規程の第3条及び第4条にかかわらず、評議員会の承認のもと理事会の決議により相当な減額及び不支給とすることができる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月16日（定時評議員会の決議日）から施行し、

平成29年 4月 1日より適用する。

平成29年10月 1日 一部改正

平成30年 6月15日 一部改正

別表1（第4条第1項 常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	上限月額 1,000,000円
専務理事	上限月額 900,000円
理事	上限月額 700,000円

別表2（第4条第2項及び第3項 評議員及び非常勤役員の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	20,000円
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3（第5条第5項 評議員及び非常勤役員の交通費）

目的地までの往復距離	支 給 額
2 km以上 5 km未満	3,000円
5 km以上 10 km未満	3,500円
10 km以上 20 km未満	4,000円
20 km以上	5,000円

別表4（第4条第1項第3号 常勤役員の退職慰労金算定方法）

最終報酬月額×在任年数×功績倍率	対象者	功績倍率
	理事長	1.0～1.5
	専務理事	1.0～1.5
	理事	1.0～1.2

※上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

※上記功績倍率は、任期中の功績により上記の範囲内で理事会において決定する。

別表5（第4条第1項第2号 常勤の理事の俸給表）

号 俸	支給基準額
1号俸	月額 50,000円
2号俸	月額 100,000円
3号俸	月額 150,000円
4号俸	月額 200,000円
5号俸	月額 250,000円
6号俸	月額 300,000円
7号俸	月額 350,000円
8号俸	月額 400,000円
9号俸	月額 450,000円
10号俸	月額 500,000円
11号俸	月額 550,000円
12号俸	月額 600,000円
13号俸	月額 650,000円
14号俸	月額 700,000円
15号俸	月額 750,000円
16号俸	月額 800,000円
17号俸	月額 850,000円
18号俸	月額 900,000円
19号俸	月額 950,000円
20号俸	月額 1,000,000円

以上